

平成 29 年度

事業報告

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

平成 29 年度事業報告

I 概 況

本年度、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第 104 号)が施行されてから 20 年を迎えた。臓器提供件数は、平成 29 年度 106 件(内脳死下 78 件、心停止後 28 件)で、平成 28 年度 103 件(脳死下 72 件、心臓停止後 31 件)で前年度と比較すると提供件数で3件、脳死下で6件の増加となった。

平成 29 年1月に判明したあっせん誤りについて、3月に「第三者調査チーム報告書の提言」を受けて、次のような体制整備を図った。

- ・レシピエント選定グループを5月に設置。
- ・安全管理推進室に安全管理アドバイザーを5月から配置。
- ・PMO(Program Management Office)を7月に設置するとともに、情報統括責任者として CIO(Chief Information Officer)を7月に同時に配置。
- ・7月に 12 グループ制から6グループ制に集約し業務連携の強化を図った。

上記体制整備に伴う業務実施状況等について、厚生労働省に逐次報告を行った。

次に財政状況について、今年度はこれまで過去4年間の赤字状況を打破すべく、支出執行の改善を図るとともに、助成金及び寄付金についての獲得活動が功を奏して黒字に転換することができた。しかし、根本的な財政の健全化が図られたわけではないため、引き続き健全化へ向けて対応しなければならない。

次に事業関係については、あっせん事業体制整備事業として、臓器移植研修会の開催、都道府県支援事業、院内体制整備支援事業、臓器提供意思登録事業等を実施した。

10 月 15 日に臓器移植推進国民大会を、臓器移植法施行 20 周年記念事業として、厚生労働省、東京都等との主催で東京都にて開催した。

更に、普及啓発事業として、グリーンリボンキャンペーンの実施、イベントの企画実施、各種広報媒体(20 周年記念誌、ポスター、パンフレット等)を作成して、国民、関係団体等に対して普及啓発を図った。

II あっせん概要

平成 29 年度におけるドナー情報連絡総件数は 400 件、そのうち有効情報件数(第一報時に臓器提供の可能性のある情報)は 250 件であり、臓器提供者数は、脳死下の臓器提供が 78 名、心臓停止後の臓器提供が 28 名であった。

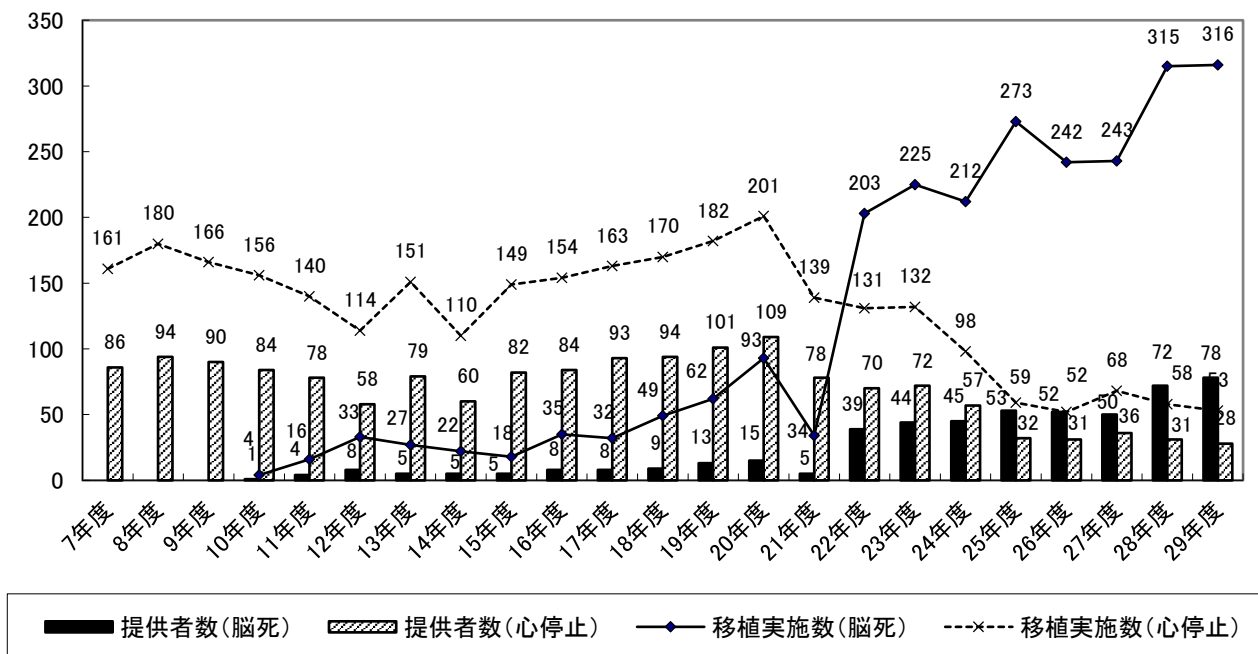
また、臓器移植件数は心臓 59 件、肺 57 件、肝臓 67 件、膵臓 41 件、腎臓 188 件であった(肝腎同時移植 8 件は肝臓移植、腎臓移植それぞれに含み、膵腎同時移植 35 件は膵臓移植、腎臓移植それぞれに含む。)

平成 9 年に臓器の移植に関する法律が施行されてから平成 30 年 3 月 31 日までに、同法に基づいた脳死判定は 520 名に対し実施され、内 518 名から臓器の提供を受けた。一方、心臓停止後の臓器提供については、平成 7 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、1,627 名からその臓器提供を受けた。

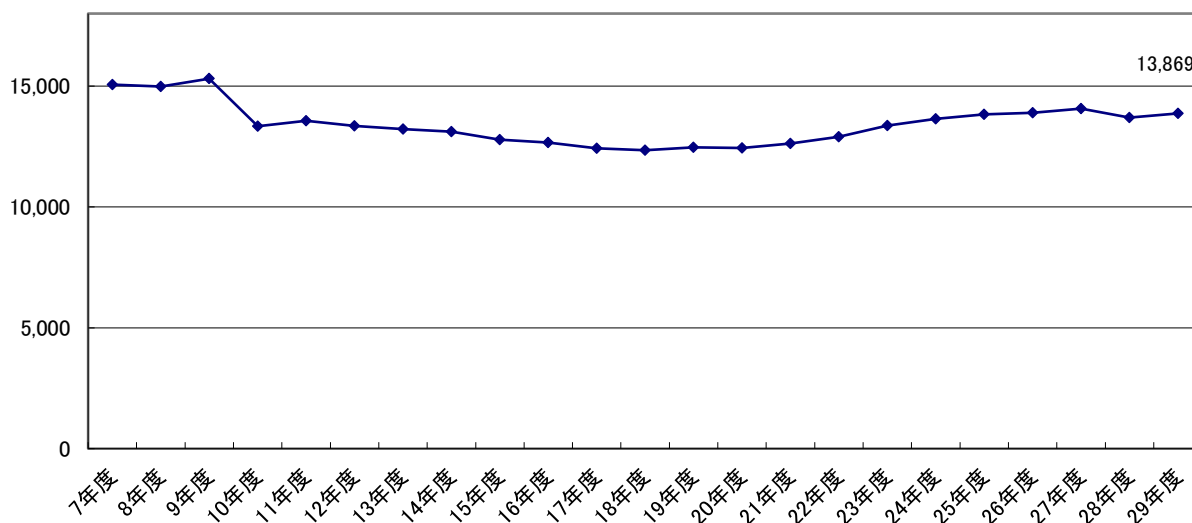
移植実施数は、心臓 390 件、肺 407 件、肝臓 459 件、膵臓 337 件、腎臓 3,919 件、小腸 14 件であった(心肺同時移植 3 件は心臓移植、肺移植それぞれに含み、肝腎同時移植 18 件は肝臓移植、腎臓移植それぞれに含み、膵腎同時移植 276 件は膵臓移植、腎臓移植それぞれに含む。)

平成 30 年 3 月 31 日現在の臓器移植希望登録者数は、心臓 665 名、肺 325 名、心肺同時 4 名、肝臓 306 名、腎臓 12,343 名、肝腎同時 14 名、膵臓 42 名、膵腎同時 167 名、小腸 3 名、肝小腸 0 名の合計 13,869 名であった。

<年度別臓器提供者数・移植実施数>



<年度別臓器移植希望登録者数> *各年度末集計



Ⅲ 臓器移植対策事業の概要

1. あっせん業務関係事業

(1) あっせん事業の従事者設置

- ①コーディネーター32名を、あっせん事業部に31名、安全管理推進室に1名配置し(平成30年3月31日現在)、臓器提供候補者発生時のコーディネート業務及び移植医療の啓発活動を行った。また、うち1名をメディカルコーディネーターとして配置し、臓器あっせん時に医学的見地よりアドバイスを行った。
- ②情報管理者9名を配置し(平成30年3月31日現在)、臓器移植に関する情報管理・分析、レシピエント登録・更新、移植者の選定等の業務を行った。
- ③臓器移植のあっせんに必要な検査を円滑に実施できるよう、特定移植検査センターに27名の検査技師を設置し、17百万円の助成を行った。

(2) コーディネーターの活動

- ①臓器提供候補者に係る連絡に対し、臓器提供候補者の第一次評価、臓器提供候補者家族への臓器提供・摘出に係わるインフォームドコンセント、関係する医療機関との調整等を行い、前述<あっせん概要>に記した実績を得た。
- ②臓器の移植希望登録及び既登録者の登録更新を行った。

(3) レシピエント検索システム

- ①平成29年1月26日に判明した、心臓のあっせん誤りを受け、新レシピエント選定システム(以下「E-VAS」という。)のあっせん選定リスト作成の利用を停止し、旧レシピエント選定システム(以下「JNOS」という。)及びエクセルを用いたリスト作成と、E-VASから出力した順位付けリストの3つのリストを比較することによるレシピエント選定を実施するようにした。
- ②①におけるあっせん誤り以降、平成29年9月20日までの間の76例のレシピエント選定の順位付け作業について、3つのリストの結果が既に判明している問題(待機期間の計算基準の相違)を除き一致していることを確認した。
これにより、E-VASの順位付けの信頼度が確認でき、エクセルを用いた順位付けリストと、E-VASの順位付けリストの2つの比較で問題ないことを確認し、平成29年10月3日開催の厚生労働省臓器移植に係る情報システム作業班にて、JNOSから出力した順位付けリストとの比較を終了することが承認された。
- ③②における待機期間の計算基準の相違についてE-VASのプログラム修正を実施し、十分な検証作業を行った上で、平成30年3月22日に改修版の利用を開始した。

(4) 移植検査事業

- ①移植検査施設に対し、既登録者が登録更新を行うのに必要な血清保存用消耗品の現物

支給や運搬費の実費負担を行った。

- ②臓器提供候補者発生時におけるウエストナイルウイルス検査の実施体制を維持管理した。

2. あっせん事業体制整備事業

(1) 都道府県臓器移植コーディネーター支援事業

- ①都道府県に設置された延べ 60 名の都道府県臓器移植コーディネーター（以下「都道府県コーディネーター」という。）に対し、あっせん業務の委嘱状を交付した。

(2) 臓器移植研修会の開催

- ①臓器移植に関するコーディネート業務の適切かつ円滑な実施を図るために、コーディネーターの養成及び資質向上を目的とした移植医療に関する技術、移植コーディネーターの実務等必要な事項について、都道府県コーディネーター及び社団コーディネーターを対象とした研修会を開催した。
- ② 5 類型施設を対象に、法的脳死判定の方法を習得し、脳死下臓器提供に関する終末期患者の意思をより確実に活かすことができるような院内体制を整備するために、各種学会においてハンズオンセミナーを開催した（第 31 回日本小児救急医学会学術集会：6/23、第 30 回日本脳死・脳蘇生学会総会・学術集会：6/24、日本脳神経外科学会第 76 回学術総会：10/11、第 45 回日本救急医学会総会・学術集会：10/24、第 45 回日本集中治療医学会学術集会：2/20）。
- ③臓器提供施設の医師、看護師、臨床検査技師、院内コーディネーター等を対象に、「救急医療における脳死患者対応セミナー」を 3 回開催し（2 日コース 1 回：11/11、12、1 日コース 2 回：9/23、12/3）、脳死判定、脳死判定後の医療者の対応、臓器提供をひとつの選択肢として提示すること、臓器提供時の院内活動等、具体的場面を想定した実際的な総合学習を行った。

(3) 都道府県支援事業

都道府県内における臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する支援体制を構築するため、都道府県内の臓器移植関係者（都道府県行政、腎バンク、アイバンク、医療機関、民間団体、都道府県コーディネーター）が連携して行う移植医療に関する諸問題の検討、教育・研修活動や啓発活動等の実施に必要な経費に対して助成を行い、臓器移植対策の円滑な推進を図った。

平成29年度は、主に以下の活動を行い、41都道府県の助成事業者に対して、39百万円を助成した。

- ①都道府県内の臓器移植医療関係者が都道府県内における臓器移植に関する諸問題や臓器移植普及推進の仕組みを検討する会議を開催した。

- ②国民が移植医療に関する適切かつ十分な知識を持ち、移植医療に関する意識向上と理解浸透を深め、臓器提供に関する意思表示が推進されるような有効かつ継続的な普及啓発活動を行った。
- ③国民に対し臓器提供・移植という選択肢提示が適切になされるために、医療機関を含めた関係各所での教育・研修や普及啓発を行った。
- ④第 19 回臓器移植推進国民大会を、臓器移植法施行 20 周年記念事業として、厚生労働省、東京都等との主催で臓器移植推進月間の平成 29 年 10 月 15 日に東京都において開催した。

(4) 院内体制整備支援事業

5 類型施設を対象に、院内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療関係者との連携の下で、院内コーディネーターの設置、院内マニュアルの作成や実際の臓器提供を想定したシミュレーション等を実施することにより、臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができるような院内体制を整備することを目的に助成を行った。

平成 29 年度は、85 施設(実施は 84 施設)と契約を交わし、臓器提供シミュレーション、院内マニュアルの作成等の体制整備事業に対して、26 百万円を助成した。

(5) 臓器提供施設における選択肢提示対応支援事業

5 類型施設において、臓器提供に関する選択肢提示の実態等を把握することによって課題を明確にし、患者家族の心情に配慮した対応方法を医療機関において整備することの支援を目的に調査を行った。

過年度に調査を行った施設及び本年度の調査に協力可能と回答した施設の 146 施設に対し調査を行い、選択肢提示を行った事例のある 55 施設に対して、9 百万円を助成した。

(6) ドナー家族に対する心理的ケア事業

ドナーファミリーの集いの開催、ドナーファミリー専用ダイヤル・Eメールの運営など、ドナー家族の支援体制の構築を行った。また、コーディネーターによるドナー家族ケアのあり方等について検討するためドナー家族ケアワーキンググループを開催し、今後のドナー家族への支援体制を推進する上での基盤整備のための問題点と課題を整理した。

(7) 臓器提供意思登録事業

- ①健康保険証や運転免許証での意思表示の促進のために、発行時の意思表示欄周知として、全国の警察署・運転免許試験場へ、臓器提供意思表示説明用リーフレット約 703 万枚と臓器提供意思表示欄保護シール約 112 万枚を配布した。また、協会けんぽ及び国民健康保険や後期高齢者医療広域連合に臓器提供意思表示説明用リーフレットを約 119 万枚配布した。健康保険組合の取り組み状況に応じて臓器提供意思表示説明用リーフレット約 77 万枚を配布した。

- ②平成 29 年度よりマイナンバーカードでの意思表示促進のために市区町村のマイナンバー発行部署に対して臓器提供意思表示説明用リーフレットを約 293 万枚配布した。
- ③健康保険証や運転免許証、マイナンバーカード以外の意思表示のために、都道府県の行政窓口、保健所、医療機関、一部のコンビニエンスストアやスーパー等で臓器提供意思表示カード付リーフレット約 32 万枚を設置・配布した。
- ④運転免許証裏面の意思表示欄の認知と記入促進のため、タクシーやトラックなどの車体へグリーンリボンドライバーステッカーを貼付し、ドライバーや通行人への意思表示促進を行った。主に、宮城、秋田、山形、神奈川、愛知、滋賀、広島、鹿児島島のタクシー協会や運送業界の一般企業(東京近郊、新潟)に取り組んでいただいた。
- ⑤健康保険証裏面の意思表示欄の認知と記入促進のため、日本薬剤師会及び各都道府県の薬剤師会の協力を仰ぎ、平成 28 年度までに整備した 45 都道府県に続き、改めて東京都の薬剤師会に加盟している全調剤薬局へ臓器提供意思表示欄説明用リーフレット、意思表示促進ポスター等を送付し、店舗で設置した。薬剤師の方には研修会や資料により理解を深め、白衣にグリーンリボンピンバッジを着け、患者への声掛けあるいは質問等に答えていただくよう働きかけた。
- ⑥インターネットによる平成 29 年度の意思登録者数は、5,353 名で、平成 30 年 3 月 31 日現在、141,076 名が登録している。意思登録サイトの適正な運用・管理に努め、登録カードの発行・再発行、問い合わせに対応した。メール配信希望者には、手記シリーズの案内を配信した。
- ⑦ホームページ、モバイルサイト、キッズサイトで、臓器移植に関する情報や地域での活動内容を随時更新し、運営管理を行った。
- ⑧その他、Yahoo!ボランティア、カタログギフト等、他団体の支援と協働し、意思表示の機会拡大に努めた。
- ⑨各種印刷物の作成:臓器提供意思表示説明用リーフレット 1,535 万部、臓器提供意思表示カード付リーフレット 35 万部等意思表示に必要なパンフレットを作成し、警察署や健康保険組合、都道府県・バンク等正会員へ適切に配布した。

3. 普及啓発事業

(1) グリーンリボンキャンペーンの実施

平成 29 年度も多くの企業の支援を得てグリーンリボンキャンペーンを展開した。臓器提供者のご家族の手記を基にしたスペシャルムービー「緑色音楽(りよくしよくおんがく)」を制作。平成 29 年 10 月 16 日の「グリーンリボンデー」にヒューマントラストシネマ渋谷にて出演者の舞台挨拶を行い、多くのメディアで報道された。その後、東京を中心とした関東近郊 5 か所で上映会を実施した他、広島と東京でチャリティ上映会を実施した。

また、グリーンリボンデーを中心に東京タワー等 25 都道府県で 49 か所のランドマークをグリーンにライトアップし、移植医療の意義を広くメディアに発信することで国民の理解を促進した。

(2) 各種印刷物の作成

ポスターや手記 think transplant 等のパンフレットを作成し、都道府県・バンク等正会員に配布した。ポスターは、10 月の臓器移植普及推進月間に 1 週間、東京メトロ 160 駅にて掲示すると共に、病院、行政・バンク等の正会員施設での掲示を行った。

(3) 臓器移植法施行 20 周年記念事業

平成 29 年 10 月 16 日の臓器移植法施行 20 周年に向けて、これを契機として移植医療の発展に寄与すべく、学会や関連団体と連携し、市民公開講座、スポーツイベント等全国で約 40 の関連イベントが実施された。「12 年後のビデオレター」映像の作成の他、臓器移植法施行 20 周年記念誌を発行し、正会員施設や各地の勉強会等で配布した。

また、20 周年記念ピンバッジやボールペン、うちわ、付箋など 20 周年記念グッズを作成し、各種イベントにて配布した。

(4) 普及啓発企画の実施

その他、意思表示推進を目的とした普及啓発企画を実施した。

①YouTube、Google への広告掲載

②Twitter への普及啓発漫画掲載

③臓器移植法施行 20 周年記念(春のラジオキャンペーン「私の選択」)を展開

④TOKYO リレーマラソンフェスティバル 2018 への協賛、サンプリング、ブース展開

(5) インターネットによる臓器提供の意思表示に関する意識調査を 3,000 人に行った。

4. 運営管理事業

以下の委員会を開催した。

(1) あっせん事例評価委員会(11 回)

(2) 移植検査委員会(3 回)

(3) 移植検査委員会特定移植検査センター部会(2 回)

(4) 倫理委員会(1回)

(5) 移植施設委員会(4 回)

(6) 移植施設委員会腎移植部会(2 回)

(7) 移植施設委員会レシピエント移植コーディネーター部会(1 回)

(8) 広報委員会(1回)

(9) 移植施設委員会 腎臓移植施設資格審査部会(1回)

5. 助成事業

国庫補助金事業における他団体への助成事業として、公益財団法人日本アイバンク協会に対し、角膜移植に関する普及啓発、角膜広域活動連絡会開催の助成をした。

IV 臓器移植医療費事業の概要

1. 臓器移植医療費事業

- (1)臓器提供事例(脳死下臓器提供 78 例、心停止下臓器提供 28 例)における費用の配分として、提供施設、医師派遣病院及び検査施設等に対して総額 511 百万円の費用の配分を行った。
- (2)脳死下臓器提供 78 例について外部のメディカルコンサルタントを委嘱し、延べ 191 名に 3 百万円を謝金として支払った。
- (3)あっせん業務に関する都道府県コーディネーターの活動支援として、延べ 179 名に 8 百万円を謝金として支払った。

V 管理事業の概要

1. 運営に関する以下の会議を開催した。

- (1)定時社員総会の開催(1回)
- (2)臨時社員総会の開催(1回)
- (3)通常理事会の開催(4回)
- (4)臨時理事会の開催(2回)
- (5)役員候補者選考委員会(3回)

2. 寄付金、助成金について

平成 29 年度は、個人、企業及び団体の延べ 200 名から、48 百万円の寄付が寄せられた。また、日本財団より 120 百万円の助成がなされた。

3. 年会費について

平成 30 年 3 月 31 日現在の正会員数は 439 名で、内訳は以下のとおりであった。また、賛助会員数は 175 名(団体会員 11 団体、個人会員 164 名)であった。

- | | |
|---------|--------|
| (1)移植施設 | 209 施設 |
| ・ 心臓 | 10 施設 |

・ 肺	10 施設
・ 肝臓	25 施設
・ 脾臓	18 施設
・ 小腸	12 施設
・ 腎臓	134 施設
(2)透析施設	30 施設
(3)移植検査施設	50 施設
(4)行政	47 都道府県
(5)バンク	42 バンク
(6)団体	11 団体
(7)個人	50 名

VI 事業報告の附属明細書

平成 29 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。